

動物園使用料の減免に関する取扱要綱

(昭和 43 年 2 月 7 日 (建) 管理部長決裁)

最近改正 令和 7 年 7 月 10 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市都市公園条例第 23 条の規定に基づき、動物園使用料（以下「使用料」という。）の減免の対象及び減免額について定めることを目的とする。

(減免の申請)

第 2 条 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ都市公園（円山動物園）使用料減免申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第 3 条 市長は、使用料の全部または一部の減免を許可したときは、円山動物園使用料減免許可書（様式 2）を交付する。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、許可書を交付しない。

(減免の対象等)

第 4 条 使用料の減免の対象及び減免額は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和 43 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。

	減免対象者	減免額
1	生活保護法の規定により生活保護を受けている者及び生活保護法に基づく保護施設に入所、通所している者	全額
2	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、厚生省通知「療育手帳制度について」に基づく療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び介護者	全額
3	児童福祉法の規定による児童相談所から児童の養育を委託された里親、または児童福祉法の規定する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、障害児通所施設事業及び児童福祉施設並びに障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）を行う施設等若しくは地域活動支援センター、福祉ホーム及び精神障害者社会復帰施設を運営する施設等の利用者、引率者及び介護者	全額
4	札幌市内に居住する 70 歳以上の者 老人福祉法及び介護保険法に基づく札幌市内の社会福祉施設の 70 歳以上の施設利用者 札幌市内に居住する 70 歳以上の者又は上記施設利用で 70 歳以上の者の引率者及び介護者	全額
5	学習見学のため来園する小・中学校及びこれに準ずる機関（フリースクール等）の引率者	全額
6	保育所、幼稚園及び認定こども園の引率者	全額
7	博物館協会会員証を有する者	全額
8	動物園の主催、共催する演芸等に出演するため来園する者及び団体	全額
9	取材のため来園する報道関係者	全額
10	学習見学のために来園する、市内の児童会館（ミニ児童会館を含む）、学童保育所、児童育成会の引率者及び中学生以下の子どもを引率する札幌市青少年育成委員会委員	全額
11	学校教育法に規定する札幌市内の学校及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項 2 号の基準を定める省令に規定する法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関のうち札幌市内の日本語教育機関に通う外国人留学生	全額
12	札幌観光ガイドの会ボランティア	全額
13	札幌観光大使	全額
14	札幌観光大使名刺持参者	一割に相当する額
15	旅行会社及び観光バス会社の運転手、添乗員	全額
16	公益社団法人 日本動物園水族館協会に加盟し相互割引を実施する北海道内の動物園及び水族館の有効な年間パスポートを所持する者。	一割に相当する額
17	学校教育法に規定する高等学校に在籍する学生	半額

18	大韓民国「大田広域市」市民	一割に相当する額
19	その他市長が特に必要と認めた場合	その都度定める

(様式1) 都市公園(円山動物園) 使用料減免申請書

(あて先) 札幌市長
円山動物園の使用料(入園料)を減免願いたいので、下記のとおり申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者	校名・園名・施設名					
	住所					
	電話					
	代表者の役職・氏名 (校長・園長・施設長)		代表者役職		氏名	
	来園日の引率責任者 及び緊急連絡先		氏名		緊急連絡先 (携帯番号)	
	施設種別 * その他の施設はサービス内容を記入し、施設設置に関する適用法律名をチェック 例) 特別養護老人ホーム ☒ 老人福祉法		☐ 保育園 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 児童会館・学童保育所 上記以外「その他」に該当する場合は必ず記入してください。 ☐ その他  サービスの内容を記入 施設の適用法律名 札幌市内の施設のみ該当 ☐ 児童福祉法 ☐ 障害者総合支援法 ☐ 老人福祉法 ☐ 介護保険法			

入園者の内容	入園予定年月日		令和 年 月 日 ()				
	入園予定時刻		☐ 午前 ☐ 午後	時 分	☐ 正門 ☐ 西門	から入園	
	退園予定時刻		☐ 午前 ☐ 午後	時 分	☐ 正門 ☐ 西門	から退園	
	入園者	無料	引率が必要な方	乳 幼 児	人	合計人数 人 (A) うち、重度障害等で複数 介助が必要な人数 人 (B)	合計総人数 人
				小 学 生	人		
				中 学 生	人		
				施設利用者(高校生以上)	人		
				そ の 他 ()	人		
	入園者	申請により無料	引率者	教員・保育士・施設職員・専用バスの運転手等	人	合計人数 人 (C)	
				貸切バスの運転手・添乗員	人		
その他							
入園者	有料	その他	減免対象以外の引率者(超過者)	人	合計人数 人		
			減免対象以外の保護者(遠足等の父母など)	人			
			カメラマン	人			

* 減免を申請することができる引率者の人数(C)は、引率が必要な方的人数(A)と同数が上限となります。ただし、重度障害等で複数介助が必要な方(B)がいる場合は、引率が必要な方的人数(A)を超えた引率者の人数(C)を申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。

【入園の際の確認事項】

園内では他のお客様の迷惑となる行為や展示動物に悪影響を及ぼすおそれのある行為を禁止しています。ご来園の皆様が楽しく快適にご観覧いただけるよう以下のことをお守りください。

同意いただける場合は□にチェックしてください。すべての項目にチェックがない場合は、ご入園をお断りすることがあります。

☐ 円山動物園敷地内でのフラッシュを使用した写真撮影はしません(同行するカメラマンも同様)。

☐ 動物に食べ物を与える、いたずら、ガラスを叩く等動物が驚くことをしません。同行者にもさせません。

☐ こども動物園内では、放飼している動物を追いかける行為はしません。同行者にもさせません。

☐ 別紙の注意事項を守ります。

* 来園の1週間前までに、オンラインで申請してください。

(様式 2) 都市公園 (円山動物園) 使用料減免申請書 (高等学校用)

(あて先) 札幌市長

円山動物園の使用料 (入園料) を減免願いたいので、下記のとおり申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者	学校名				
	住所				
	電話				
	学校代表者の役職・氏名 (校長等)	代表者 役職		氏名	
	来園日の代表者 及び緊急連絡先	氏名		緊急連絡先 (携帯番号)	

入園者の内容	入園予定年月日	令和 年 月 日 ()			
	入園予定時刻	☐ 午前 時 分 ☐ 正門 から入園 ☐ 午後 ☐ 西門			
	退園予定時刻	☐ 午前 時 分 ☐ 正門 から退園 ☐ 午後 ☐ 西門			
	入園者	半 額	① 高校生	人	合計 人数 人
		無 料	② ①のうち、障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方	人	
			③ ②の方の引率者 (無料となる人数の上限は②の人数までです。※1)	人	
		申請により無料	④ 旅行会社及び観光バス会社の運転手、添乗員	人	
有 料	⑤ 教諭等学校関係者 (※2)	人			

※1 重度障害等で複数介助が必要な方がいる場合は、引率が必要な方の人数を超えた引率者の人数を申請できる場合がありますので、事前にご相談ください。

※2 団体割引は、入園券を購入される有料 30 名以上の団体が適用になります。①高校生の人数と⑤教諭等学校関係者の人数を合わせて 30 名以上の場合、⑤教諭等学校関係者の入園料が団体割引の適用となります。高校生の入園料 (400 円) は既に入園料の割引が適用されていますので、団体割引は適用されません。

【入園の際の確認事項】

園内では他のお客様の迷惑となる行為や展示動物に悪影響を及ぼすおそれのある行為を禁止しています。ご来園の皆様が楽しく快適にご観覧いただけるよう以下のことをお守りください。

同意いただける場合は口にチェックしてください。すべての項目にチェックがない場合は、ご入園をお断りすることがあります。

- ☐ 円山動物園敷地内でのフラッシュを使用した写真撮影はしません (同行するカメラマンも同様)。
- ☐ 動物に食べ物を与える、いたずら、ガラスを叩く等動物が驚くことをしません。同行者にもさせません。
- ☐ こども動物園内では、放飼している動物を追いかける行為はしません。同行者にもさせません。
- ☐ 別紙の注意事項を守ります。

* 来園の 1 週間前までに、郵送 (必着) もしくは持参してください。(FAX 不可)

(申請代表者名) 様

令和 年 (年) 月 日
受付番号第 号

札幌市長 

円山動物園使用料減免許可書

年 月 日申請の円山動物園使用料の減免については、下記のとおり決定します。

記

1 減免する額 全額 ・ 一部 (一人当たり 円)

2 下見について

上記減免する額が全額の場合、下見をすることができます。下见到当たっては、次のとおりです。

- (1) 下見を希望の場合、円山動物園まで事前にご連絡ください。
- (2) 下见到当たっては、使用料を全額減免します。
- (3) 施設・団体等につき、年度1回、5人までです。
- (4) 施設・団体等の方以外は下見の対象になりません。
- (5) 円山動物園通用門から入園してください。

3 注意事項

- (1) 減免の対象人数が変更になる場合、再申請が必要になりますので、円山動物園までご連絡ください。ただし、人数が減る場合はこの限りではありません。
- (2) 来園日時の変更もしくは中止の場合、円山動物園までご連絡ください。

【連絡先】

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3-1
札幌市円山動物園経営管理課
Tel 621-1426 FAX 621-1428